

類似団体の財政指標等比較

【抽出条件】

一般市 I-1（人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%未満かつⅢ次55%以上の団体）127団体
 人口 30,000人以上
 面積 400~800km²

都道府県	自治体	面積 (H29.10.1) km ²	住基人口 (H31.1.1) 人	標準財政規模 (H30) 千円	財政力指数 (H30)	経常収支比率 (H30)	実質公債費比率 (H30)	将来負担比率 (H30)	基金残額 (財調・減債) 千円	
1	北海道	網走市	471.00	35,704	11,788,614	0.43	97.4	17.2	155.6	1,265,098
2	北海道	稚内市	761.47	34,249	12,580,717	0.37	94.4	12.9	62.0	742,384
3	北海道	伊達市	444.21	34,365	10,676,614	0.39	87.2	6.7	-	2,780,983
4	秋田県	湯沢市	790.91	45,349	15,670,938	0.30	94.5	12.0	87.7	6,875,044
5	秋田県	鹿角市	707.52	31,026	10,351,737	0.33	92.7	8.0	44.3	2,382,021
6	福島県	喜多方市	554.63	47,999	15,298,307	0.37	94.9	8.6	48.3	6,026,434
7	群馬県	沼田市	443.46	48,170	13,866,308	0.52	95.2	9.2	77.7	3,184,014
8	山梨県	北杜市	602.48	47,117	19,199,577	0.44	89.2	6.3	-	5,939,659
9	京都府	南丹市	616.40	31,981	13,992,224	0.32	95.5	13.6	92.2	4,297,078
10	島根県	益田市	733.19	46,871	14,765,602	0.41	95.7	14.0	124.1	1,261,358
11	島根県	大田市	435.71	34,914	13,284,387	0.29	98.5	13.8	101.6	3,070,893
12	島根県	安来市	420.93	38,962	14,238,956	0.38	94.6	16.1	128.8	1,800,816
13	島根県	雲南市	553.18	38,479	17,478,892	0.25	92.2	10.8	94.7	5,599,304
14	岡山県	高梁市	546.99	30,648	13,655,007	0.32	94.5	12.3	94.3	2,814,812
15	山口県	萩市	698.31	47,625	17,656,742	0.32	94.5	7.1	-	5,125,882
16	愛媛県	大洲市	432.22	43,400	14,640,207	0.36	91.2	8.2	36.5	3,573,869
17	愛媛県	西予市	514.34	38,019	15,309,027	0.25	91.9	8.8	52.1	5,084,505
18	高知県	四万十市	632.29	34,001	11,613,582	0.35	94.7	11.1	121.5	3,220,876
19	長崎県	対馬市	707.42	31,005	17,034,385	0.19	86.8	6.6	17.9	6,596,317
20	長崎県	五島市	420.10	37,092	16,463,578	0.23	91.2	5.4	-	6,913,335
21	大分県	豊後大野市	603.14	35,995	14,726,765	0.27	91.2	4.8	-	7,767,878
22	宮崎県	小林市	562.95	45,990	14,222,178	0.38	95.8	10.7	111.9	1,759,632
				地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。	地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。	財政構造の弾力を判断するための指標。人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。 警戒ライン：15% 許可基準：18~25% 危険ライン：20% 早期健全化基準：25% 財政再生基準：35%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。 早期健全化基準：350%		